

○猟銃安全指導委員制度運営要綱の制定について（通達）

平成21年11月30日

福岡県警察本部内訓第34号

本部長

改正 平成24年2月28日本部内訓第5号

平成28年4月26日本部内訓第24号

平成29年2月9日本部内訓第2号

この度、猟銃安全指導委員制度運営要綱を下記のとおり制定し、12月4日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

この内訓は、猟銃安全指導委員（以下「指導委員」という。）の運用を適切かつ効果的に行うため、指導委員の委嘱、解嘱、職務内容、研修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

猟銃指導委員制度の運営については、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この内訓の定めるところによる。

第3 定数及び配置

指導委員の定数及び配置は、生活安全部生活保安課長が別に定める。

（平24本部内訓5・本項一部改正）

第4 活動区域の指定

規則第2条第1項の活動区域は、当該指導委員の住所地を管轄する警察署の管轄区域とする。

第5 委嘱手続

1 推薦

警察署長は、管轄区域内に住所地を有し、当該管轄区域の事情に精通している者で、法第28条の2第1項に規定する要件を満たし、指導委員として適任と認められるもの

を猟銃安全指導委員推薦書（様式第1号）により、警察本部長を経て公安委員会に推薦するものとする。

2 審査

警察本部長は、1の規定による推薦のあった者について審査を行い、その結果指導委員として適任と認めた場合は、公安委員会に対し委嘱の決定を求めるものとする。

3 委嘱状の交付等

警察本部長は、公安委員会の委嘱の決定があったときは、委嘱状（様式第2号）を交付するとともに、猟銃安全指導委員証（規則別記様式第1号。以下「指導委員証」という。）及び猟銃安全指導委員腕章（規則別記様式第2号。以下「指導委員腕章」という。）を貸与するものとする。

4 委嘱の周知

警察署長は、公安委員会において指導委員を委嘱したときは、速やかに当該指導委員の氏名、連絡先及び活動区域を関係団体に通知するなど、法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者（以下「猟銃所持者」という。）に周知させるための必要な措置をとるものとする。

5 委嘱簿の備付け

警察本部長は、指導委員の委嘱状況を明らかにしておくため、猟銃安全指導委員委嘱簿（様式第3号）を備え付けておくものとする。

6 欠員補充

警察本部長及び警察署長は、指導委員に欠員を生じたときは、速やかに1から4までの手続を経てその後任者を委嘱するものとする。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7 再委嘱

指導委員を再委嘱しようとする場合は、1から4までの手続によるものとする。

第6 指導委員証の再交付等

1 再交付等申請

警察署長は、自署の管轄区域を活動区域とする指導委員から、指導委員証又は指導委員腕章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の届出を受けたときは、必要な調査

を行った後、速やかに猟銃安全指導委員証再交付等申請書（様式第4号）により、警察本部長に対して上申するものとする。

2 調査及び再交付等

警察本部長は、1の規定による上申を受けたときは、再交付等をするものとする。

第7 指導委員証等の返納

警察署長は、自署の管轄区域を活動区域とする指導委員が次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指導委員証又は指導委員腕章（4の場合にあっては、発見した指導委員証又は指導委員腕章）を返納させるものとする。

- 1 解嘱されたとき。
- 2 任期が満了したとき。
- 3 辞職したとき。
- 4 指導委員証又は指導委員腕章の再交付等を受けた後において、亡失した指導委員証又は指導委員腕章を発見したとき。

第8 職務内容

法第28条の2第2項各号及び規則第4条各号に掲げる指導委員の職務の具体的内容は、次のとおりとする。

- 1 猟銃所持者に対する助言（法第28条の2第2項第1号関係）
 - (1) 活動区域内の狩猟現場において、猟銃の取扱いその他事故防止に関する事項に関して同行指導による必要な助言を行うこと。
 - (2) 猟銃所持者の自宅を訪問して、猟銃の保管方法に関する必要な助言を行うこと。
- 2 警察職員が行う猟銃検査への協力（法第28条の2第2項第2号関係）

法第13条の規定により行う検査において、警察職員が行う猟銃の構造及び機能の検査の際に、銃身長、銃の全長及び口径の長さの測定等の補助を行うこと。
- 3 民間団体の活動への協力（法第28条の2第2項第3号関係）
 - (1) 狩猟者用のハンターマップの作成に協力すること。
 - (2) 民間団体が行う各種講習会開催への協力を行うこと。
 - (3) 残弾処理のための射撃大会の開催に協力すること。
- 4 狩猟可能区域内の巡回（規則第4条第1号関係）

狩猟期間中、狩猟可能区域内において、適正な銃猟が行われているかどうかを点検するため巡回を行うこと。

5 銃所持者の親族に対する助言、指導その他の援助活動（規則第4条第2号関係）

銃所持者の親族等から、銃所持者の生活態度に関する相談を受理し、当該相談に係る関係者に対して適正な助言、指導等を行うこと。

6 広報啓発活動（規則第4条第3号関係）

(1) 実際の事故・盗難事例を紹介したチラシを配布し、注意喚起するなど、活動地域の実情に応じた広報啓発活動を行うこと。

(2) 関係団体の会合又は講習会へ出席しての銃の事件・事故防止のための啓もう活動を行うこと。

第9 活動に関する一般的留意事項

警察署長は、指導委員に対して次の事項について十分指導するものとする。

1 心構え

(1) 指導委員は、銃の所持及び使用による危害を防止する目的で活動するものであることから、職務を遂行するに当たっては、当該目的を十分銘記する必要があること。

(2) 銃所持者に対する銃の操作及び保管の方法についての助言等を地域社会を基盤として行うことから、人格識見の向上並びに専門的知識及び技術の習得に努めなければならないこと。

2 守秘義務

指導委員は、委嘱を受けている間はもとより委嘱を受けなくなった後においても、指導委員として知り得た秘密を漏らしてはならず、銃所持者その他の関係者に秘密が漏れるというような不安を抱かせることがないように留意しなければならないこと。

3 活動上の注意

(1) 指導委員は、第8の職務内容が、強制にわたる職務権限ではないことに留意すること。

(2) 指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。

(3) 指導委員は、個々の活動においても、威圧的な言動又は態度を避け、関係者の年齢、性別及び立場に応じた親しみのある言葉を用いるように留意すること。

4 関係者との連絡及び協力

指導委員は、平素から警察職員及び猟友会等の関係機関・団体の職員等と連絡を密にし、猟銃所持者による猟銃の取扱いにおける事故等の実態把握に努め、その職務執行に当たっては、当該職員等と協力し、実効のある活動を行うように努めなければならないこと。

5 指導委員証の携帯及び提示並びに指導委員腕章の着用

(1) 指導委員は、当該活動に当たり常に指導委員証を携帯し、かつ、指導委員腕章を着用しなければならないこと。

(2) 関係者から請求があったときは、指導委員証を提示しなければならないこと。

6 受傷事故防止

指導委員は、当該活動に当たっては、受傷事故防止について十分配慮しなければならないこと。

第10 研修

警察本部長は、公安委員会において指導委員を委嘱したときは、職務遂行上必要な知識及び技術を習得させるため、規則第7条の研修を行うほか、所要の指導を行い、指導委員の職務が適正かつ効果的に行われるように配慮するものとする。

第11 解嘱手続

1 解嘱の上申

警察署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする指導委員が、法第28条の2第7項各号に規定する解嘱事由のいずれかに該当すると認めたときは、猟銃安全指導委員解嘱上申書（様式第5号）により、警察本部長を経て公安委員会に対し、指導委員の解嘱を上申するものとする。

2 調査

警察本部長は、1の規定による上申を受けたときは、速やかに解嘱事由に該当する事実の有無を調査するものとする。

3 弁明の機会の付与

警察本部長は、2の規定による調査の結果、指導委員が解嘱事由に該当すると認めるときは、当該指導委員に対して、その弁明の機会を与えるため、解嘱の理由並びに弁明を聴くための期日及び場所が記載された通知書（様式第6号）により、期日の2週間前までに、当該指導委員に通知するものとする。この場合において、弁明の機会の付与の方法等については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の定める手続に準じて行うものとする。

4 解嘱の通知等

警察本部長は、解嘱事由に該当する指導委員に弁明の機会を与えた後、公安委員会に対し解嘱の決定を求めるものとし、その結果当該指導委員の解嘱の決定があったときは、解嘱通知書（様式第7号）により通知するものとする。

第12 辞職の手続

1 公安委員会への報告

警察署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする指導委員から、辞職の申出を受けたときは、速やかに警察本部長を経て公安委員会に報告するものとする。

2 辞職承認書の交付

警察本部長は、公安委員会により辞職が承認されたときは、当該指導委員に辞職承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第13 活動内容の連絡等

1 指導

警察署長は、指導委員が、当該活動を行うに当たり、あらかじめ警察署に活動予定内容を連絡し、活動終了後においても、当該活動内容を活動開始時に連絡した警察職員に報告することを指導するものとする。

2 報告

1の規定による報告を受けた警察職員は、その活動内容を、猟銃安全指導委員活動記録書（様式第9号）に記録し、その都度、警察署長に報告するものとする。

第14 警察本部長への報告

警察署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする指導委員の活動状況について猟銃安全指導委員活動状況報告書（様式第10号）により、半年報で警察本部長に報告しなければ

ならない。

第15 関係書類の保存

- 1 生活安全部生活保安課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
猟銃安全指導委員委嘱簿	猟銃安全指導委員推薦書	長期
	猟銃安全指導委員委嘱簿	
	猟銃安全指導委員証再交付等申請書	
	猟銃安全指導委員解嘱上申書	
猟銃安全指導委員	猟銃安全指導委員活動状況報告書	3年

- 2 警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
猟銃安全指導委員	猟銃安全指導委員活動記録書	3年

(平24本部内訓5・本項一部改正)